

三芳町空家等の適正管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び三芳町空家等の適正管理に関する条例（平成31年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

(証明書)

第3条 法第9条第4項の証明書は、空家等対策に係る身分証明書（様式第2号）のとおりとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の助言は、口頭により行うものとする。

2 法第14条第1項の指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(事前通知書)

第7条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）のとおりとする。

(意見聴取)

第8条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書（様式第7号）により行うものとする。

(標識)

第9条 法第14条第11項の標識は、標識（様式第8号）のとおりとする。

(緊急安全措置)

第10条 条例第9条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(様式第9号)により行うものとする。

(軽微な措置)

第11条 条例第10条に規定する規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁、柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の簡易な保護
- (4) 著しく繁茂した草木の切除
- (5) 堆積し、又は放置されている物品の移動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で町長が必要と認めるもの

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。